

処 分 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の24
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係（電話0952-24-1111、内線3035） 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：

追
5
2
号